
2012 年度中国環境団体基礎調査

勃興するNGOと対応を迫られる日本企業

JETRO

2013 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

【免責条項】本基礎調査で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

調査の趣旨と概要

中国においても、環境保護に関する「団体」が存在する。政府系団体が技術普及等に一定の役割を果たすほか、近年は非政府系団体も無視できない存在になりつつある。

今後、これらの団体の中から徐々に権威ある団体が現れていくものと考えられる。その場合、これらの団体が環境に関する情報の結節点となり、さらに、彼らの取組を通じて、一定の技術・設備等が中国内外に広まる可能性もある。

そこで、中国の環境団体に関し、企業等に有益と考えられる基礎的な情報を収集した。

ここで改めて確認されたのが、環境NGOの活動が活発化していることである。特に、NGO側で、政府の執行能力の限界を認識し、企業の力を使う動きがある点は注目に値する。この動きの中で、日系企業においても、既に難しい対応を迫られる会社が現れている。

本レポートは第二章をメインに、以下の5部構成を取る。

第一章では、政府系の環境保護団体を取り上げる（5団体）。

第二章では、環境NGOを紹介する（中国系9団体、国際NGO2団体）。加えて、NGOの行う取組の中でも、影響力が大きく、外国企業が対象となるプロジェクトを紹介する。ここでは、草の根NGOの仕事の進め方等についてもまとめている。

第三章では、企業の環境経営コンサルティングを行う3社を紹介する。

第四章では、最近の動きが日本企業に与える影響について考察する。

さらに、本文の理解に資するため、巻末付録として、環境NGOの育成に関する政策文書と、NGOの企業向けプロジェクトの報告を一例、和訳して収録した。

目次

調査の趣旨と概要.....	1
第1章 政府系環境保護団体.....	3
(1) 中国環保機械産業協会.....	3
(2) 北京節能環保中心.....	4
(3) 輕工業環境保護研究所.....	4
(4) 国家環境保護部環境認證中心.....	5
(5) 中日友好環境保護中心.....	5
第2章 環境NGO.....	6
1. 中国環境NGOの概況と成り立ち.....	6
(1) 概況と沿革.....	6
(2) 政策の動向.....	6
(3) 活動の動向.....	7
2. 中国の主な環境NGO.....	8
(1) 北京地球村環境教育.....	8
(2) 綠家園志願者.....	8
(3) 阿拉善SEE生態協會.....	9
(4) 綠色之友.....	10
(5) 綠色北京.....	10
(6) 北京綠十字.....	10
(7) 汚染被害者法律援助センター.....	11
(8) 公衆環境研究中心（IPE）.....	12
(9) 自然の友.....	15
3. 国際環境NGO.....	16
(1) グリーンピース（綠色和平）.....	16
(2) WWF（世界自然基金会）.....	17
4. 環境NGOの企業に対する活動の例.....	19
(1) 概要と考え方.....	19
(2) GCA（綠色選択同盟）のIT産業の重金属汚染をめぐる調査.....	20
(3) GCA 紡織業サプライチェーンをめぐる問題.....	30
(4) グリーンピース 紡織業サプライチェーンをめぐる問題.....	32
第3章 企業の環境経営に関わる団体.....	36
(1) 商道縦横.....	36
(2) 明善道(北京)管理顧問有限公司.....	36
(3) BSR 商務社会責任国際協會.....	37
第四章 まとめ.....	38
付録.....	39

第1章 政府系環境保護団体

第1章では、政府系の環境保護団体を紹介する。中国では、改革開放以来、行政機能の一部を政府から切り出す形で、公益団体を設ける動きが続いてきた。環境保護分野においても、事業者団体、基金、研究所などの政府系団体が存在する。これらの団体は、政府から財政支援や人事上の指示を受けるほか、事務所自体が政府の関連部署の中にあるなど、政府と密接な関係を有している¹。

ここでは、北京市内に所在する5つの団体について、概要を紹介する。

(1) 中国環保機械産業協会

<http://www.bjcamie.org.cn/Default.aspx>

設立：1994年

主管：民政部、中国国務院国土資源委員会

会員：全国各地で300余り（資源の総合利用に係る設備メーカー、技術開発・設計等に関わる企業・機構）。会員企業の実業分野は20以上にわたり、製品やサービスの供給先は40以上の国と地域に及ぶ。

事業概要²：6つの専門委員会（大気汚染防止設備、水汚染防止設備、固体廃棄物処理設備、騒音と振動制御設備、環境観測機器、環境エンジニアリング）が設けられている。

国際協力に関しては、アメリカ、ドイツ、日本、スイス、オーストラリア、韓国、香港等の国や地区における団体とパートナーシップを組んでいる。日本のパートナー窓口は、これまで主に日本国大使館またはJETROが務めている。

主な機能と実績

◆中央政府の政策に関し、原案やアドバイスを提供

旧機械工業部、旧国家経済貿易委員会、旧国家計画委員会、国家発展改革委員会及び国家標準化管理委員会の委託を受けて「第9次5ヵ年計画」、「第10次5ヵ年計画」及び「第11次5ヵ年計画」における環境関連設備、環境保全産業発展計画の研究と編纂、重大環境保全設備国産化案のフィージビリティスタディを行った。

◆省レベルの環境設備開発プロジェクトについて可能性調査を実施

北京、上海、山東、山西、吉林、浙江、湖北、江蘇、広東、安徽、福建等の火力発電所脱硫・脱硝プロジェクト、都市部排水処理及び高濃度産業排水処理プラントの国産化、汚泥脱水プラントの開発、医療ゴミ焼却プラントの国産化、糞尿処理・利用プラントの技術開発、都市ゴミ焼却発電モデル、大型機械製造企業及び地方の開発区における環境保全機械産業等、数十のプロジェクトのフィージビリティスタディを行った。

¹ 中国発展簡報 『GONGO 論議』

<http://www.chinadevelopmentbrief.org.cn/qikanarticleview.php?id=183>

² インタビュー 中国環保機械産業協会 事務局杜雯氏 2013年3月20日及びHPから作成。

◆環境保全技術・設備の国際交流活動を実施

これまで7回の国際展覧会を開催。アメリカ、ドイツ、日本、オランダ、オーストリア、韓国等を訪問し、技術視察を実施。またドイツ、アメリカ、フランス、日本、デンマーク、北アイルランドからの訪中団に協力。

(2) 北京節能環保中心

<http://www.bjinhb.com.cn/>

設立：1982年

主管：北京市發展改革委員會

中国政府、フランス政府及び国連開発計画（UNDP）が、省エネルギーと環境保全を促進するために設立。北京市が全額拠出する、北京市環境保護局と同列の政府組織。

主な機能

- ・政府の委託を受け、北京市レベルの省エネ基準を策定。
- ・省エネ・エコ商品、技術の評価と普及を実施。
- ・政府が委託する省エネ・環境分野におけるモデルプロジェクトと課題研究を実施。
- ・エネルギー政策の宣伝、教育、知識普及、展覧等の活動を主催。

実績

中国北京国際節能環保展覧会を2005年から毎年開催。省エネ産業の育成、関連新技術の展示など、省エネ・環境政策を広めるプラットフォームとなっている。

ほか、国際協力事業「グリーンビルディング標準体系と事例フォーラム」を主催し、米国の自然資源防衛委員会(NRDC)³、Berkeley 国家実験室⁴、Alliance to Save Energy⁵などの国際機構とパートナーシップを持つ。

(3) 輕工業環境保護研究所

<http://www.ggyhbs.com/index.php/index.html>

設立：1979年

主管：北京市科学技術研究院

北京市中関村のハイテクパークに位置する。省エネ、汚染防止と生態修復技術の研究開発のほか、環境影響評価やコンサルティングサービスを提供する。

³ Natural Resources Defense Council (自然資源防衛委員会) <http://www.nrdc.org/>

⁴ Lawrence Berkeley National Laboratory (Berkeley 国家実験室) <http://www.lbl.gov/>

⁵ Alliance to Save Energy <http://www.ase.org/>

実績

北京市科学技術委員会の農村固体廃棄物処理技術推進プロジェクトで、農村の家畜糞尿処理問題の解決モデル事業を行った。また、北京市通州区東部の養豚場にて、固体廃棄物有機肥料化の産業化プロセスを実現した（本プロジェクトは「北京市重要科学技術プログラム」に加えられ、2008年の優秀科学技術成果賞を獲得）。

2010年6月、研究所の4名が日本を訪問、建設会社、メーカー等と技術交流を実施。

（４） 国家環境保護部環境認証中心

（中環連合（北京）認証中心有限公司）

<http://www.sepacec.com/>

設立：2003年

主管：国家環境保護部

概要⁶：国家環境保護部批准の認証機関。中国エコラベル製品認証（2006年、財政部と環境保護部がグリーン購入促進のために設けた認証。政府調達で優先）、ISO14001、ISO9001、職業安全健康管理系認証（OHSMS）、有機食品認証、HACCP認証に対応。海外とは、主に政府のグリーン購入、および法規の収集に関する交流事業。

実績：日系企業とは品質管理・環境体系認証、CDM認証の事業において実績がある。

- ◆品質管理・環境体系認証：東風日産、広州本田、キャノン、ニコン等。
- ◆CDM認証：三菱商事、丸紅等。
- ◆政府機構との交流：IGES、JICA等。環境部主催の認証関連の国際フォーラムなど。

なお、2011年、JICAとの日中技術協力循環経済推進プロジェクト「中国政府のグリーン購入技術サポートシステムの構築と改善」を実施。本プロジェクトは、日本のグリーン購入の評価方法を学び、中国においても評価方法を構築することを目標とした。

（５） 中日友好環境保護中心

設立：1996年

主管：環境保護部

概要⁷：日本政府の無償資金協力105億円と中国政府6,630万元を投入して建設。中国国家環境保護局の直属機関。主に環境政策研究、環境分析測定技術、製品が中国の環境基準に適合するためのサンプルの研究・試作、環境認証、環境影響評価などを行う。

（参考）今後、日中の中小企業が情報交換出来る「環境技術交流センター」を立ち上げ、日中間の環境関連分野窓口として、昨日させることを検討中。

⁶ CDM(気候変動)部プロジェクトマネージャー崔曉冬氏インタビュー2013年3月27日及びHPより作成

⁷ 中日友好環境保護中心 日中プロジェクト羅朝暉氏インタビュー及びHPより作成

第2章 環境NGO

第2章では、中国で活動する草の根環境NGO及び国際環境NGOについて、組織の概要と、これまでの活動概要を紹介する。さらに、近年社会的な影響力の大きいNGOの活動について、特に企業に関わる取組を紹介する。

1. 中国環境NGOの概況と成り立ち

(1) 概況と沿革

2008年末時点で、中国の各政府から団体としての資格を取得している環境保護団体は3,539ある。ただ、一定の公的な性質を持つ団体が多くを占めており、政府自身が設立した団体だけで1,300余りに上る一方⁸、民間主体で設立されたいわゆる草の根NGOは508に過ぎない（政府から団体資格を得たものに限った数字）⁹。以下、特に説明が無い限り、本章では民間主体の草の根NGOについて取り扱う。

中国の環境NGOの歴史は比較的新しく、1990年代に設立された「自然之友」が始まりであり、20年足らずの間に大きく増加している。活動内容も、かつての雲南やチベットなどでの野生動物保護から、近年では工業汚染問題や都市環境問題に広がり、手段も調査、政策提言、環境意識の啓発活動から環境教育まで幅広くなっている。そのため、一口に中国環境NGOといっても、その活動や、規模、社会への影響力などは様々である。

なお、環境NGOが成長した背景として、2000年代到北京五輪を控えて世界から中国の環境問題に注目が集まったことが挙げられる。中央政府として環境問題に対応する必要に迫られる中、その意向と合致する組織として、環境NGOが活躍することになった。

(2) 政策の動向

中国政府は近年、環境NGOの発展を重要視するようになってきている。2010年12月、環境保護部は、環境NGOを明示した初めての政策文書を発表した（「環境保護社会組織の秩序ある発展の育成と誘導に関する指導意見」。巻末に全訳を収録）。ここでは、「環境保護社会組織」の発展を促進するため、全体目標として以下の3つが挙げられている。¹⁰

- ・環境保護社会組織の健全かつ秩序ある発展を積極的に育成及び支援。
- ・政府環境保護部門と環境保護社会組織との効果的な連携を促進。
- ・環境保護社会組織に環境保護事業における役割を發揮させる。

このほか、NGO設立のネックとなっていた法人登記に必要な要件についても、北京、上海、広東、浙江などの大都市で緩和が始まっている¹¹。

⁸ 中国環保連合会「2008年中国環境保護民間組織發展狀況報告」、2008年10月30日。

⁹ 曹宏「中国環境NGOの發展及び環境保護実践能力分析」『山東社会科学』（2012年第9期）P182。

¹⁰ 環境保護部「環境保護社会組織の秩序ある発展の育成と誘導に関する指導意見」、2010年12月10日、環発〔2010〕141号。なお、ここで言う「環境保護社会組織」は政府系まで含む概念であるが、草の根環境NGOが含まれることが明示されている。

¹¹ 新華網「新たな挑戰に挑むNGO」http://news.xinhuanet.com/it/2011-07/13/c_121660723.htm

(3) 活動の動向

2011年は『ウェイボー革命』と言われるように、ソーシャルネットワークサービス(SNS)の普及により、NGOによる広報が格段に容易になっており、活動もより取り組みやすくなっている¹²。

中国の環境NGOに依然立ちほだかる問題として、資金繰りの問題がある。2005年の調査では、中国の環境保護団体には年間総額29.77億元の資金があるものの、そのほとんどは政府が設立した「NGO」によって占められており、草の根NGOにはほとんど予算がないとされる¹³。従って、こうした草の根NGOは常に資金不足に悩まされている。

実施に現場の状況を知る中国人関係者によれば、資金が潤沢に集まらないため、良い人材を確保することが出来ず、実績も上がらない、実績が上がらないため資金もより一層集まらないという負のスパイラルに入っている可能性があるという。

¹² 梅月「NGO企業コミュニケーションハンドブック」(ハインリヒ・ベル財団、2012年)P34。中国語版 <http://www.chinadevelopmentbrief.org.cn/callboardview.php?id=7769>。

¹³ 21世紀経済報道「2768の環境NGOが存続の危機、22.5%は収入源がない」
<http://finance.sina.com.cn/chanjing/b/20060425/10362528061.shtml>

2. 中国の主な環境NGO

ここでは、全国的に名前を知られる9団体を紹介する。特に、中国環境NGOで「三銃士」としてあげられるのが、「自然之友」、「北京地球村環境教育」、「緑色家園」である。

(1) 北京地球村環境教育¹⁴

<http://www.gvbchina.org/>

設立：1996年

1996年から2001年まで、本NGOが制作した環境保護啓発番組『環保時刻』を中央テレビで毎週一回放映した。NGOとして、「エコな生活」の提唱を主旨とし、コミュニティでのエコロジー活動を中心に、「小さなことから広げていく」をモットーに活動している。

具体的活動としては、1996年からごみ分別についてモデル地区を設置して実証したほか、「空調26度設定アクション」や「ノーカー・デー」など日常生活に関わるものである。

2000年、北京市オリンピック委員会は、本NGOが提案したグリーンコミュニティの計画案を採用し、政府として推進された。また同年、本NGOがその他20余りのNGOと共同して行った「2000年アースデイ中国アクション」は、十数の省・市に広がり、「エコライフ」と「その持続可能な消費」という理念を紹介。2002年には、南アフリカで開催されたヨハネスブルグの国連持続可能な開発に関する世界首脳会議に、本NGOが組織した中国草の根NGOの代表団が初めて参加。2004年には、「空調26度設定アクション」を提起したほか、オリンピック委員会と共同でホテルでのエアコンの省エネを実施、省エネ20%市民アクションを提唱し、省エネを市民生活に広げる活動を続けた。

また、政府との共同プロジェクトも多く、民政部、環境保護局、国家鉄道部、発展改革委員会、科学技術部、外交部、さらに北京市政府及び各区政府などとの事業実績がある。

(2) 緑家園志願者¹⁵

<http://www.chinagev.org/>

設立：1996年

設立当初は主に緑化活動を行い、99年には「99万ムー植樹活動」を実行した。その後は、メディアを活用した環境政策への提言、中国水生態系の調査活動など幅を広げて活動している。

当NGOの名前を有名にしたのが「怒江保衛戦」である。2003年、雲南省にある怒江は世界自然遺産に登録されたが、同年8月に国家発展改革委員会が開発計画を許可し、流域に13の発電ダムを建設することとなった。これに対して、緑家園は「怒江保衛戦」と銘打って抗議活動を行った。環境問題を議論する「環境記者サロン」で怒江の問題を訴えたと

¹⁴ 劉芳「中国民間環保組織」（安徽文芸出版社、2012年）、35ページ及びHPから作成。

¹⁵ 劉芳（同上）、51～55ページ及びHPより作成。

もに、内外から署名を集めユニセフへと提出した。さらにメディアを引率して現地視察、写真展などを実施し、最終的には2004年1月に温家宝総理が再考を促す結果となった。これは、民間の声が中央の政策に影響を与えるという成果を挙げたことになる。

2006年からは、「江河十年行」という長期プロジェクトを開始し、中国の各水域の生態・環境調査を10年間かけて実行する予定である。また、記者を集めた「環境記者サロン」は現在も毎月開催を続けている。

(3) 阿拉善 SEE 生態協会¹⁶

<http://www.see.org.cn/index.aspx>

設立：2004年

中国の著名企業家100名程が出資・参加する珍しい形態のNGO。当初は砂漠緑化活動を中心に活動を行っていた。そこから農牧民へのトレーニングやマイクロファイナンスによる牧羊開始の支援などに活動を広げ、持続可能な地域社会の構築を目指している。

(表1) 砂漠緑化活動に関する実績

活動領域	実績
砂漠化に関する 基礎研究	ウランブ砂漠灌木における環境保全事業の効果測定・評価
	ウランブ砂漠地下水資源の調査
	アラシャンにおける、林地制度改革モデルの研究
	アラシャン区域の生態システムと生物多様性分布状況の評価
植生保護	産業化の推進（牧羊開始の支援）
	太陽光パネル導入による、薪の削減
地下水保護	節水計画策定、節水技術研究、モデル展示による推進
	栽培する農作物の調整（水消費の大きいトウモロコシから他品種への変更）の推進
教育と公衆参加	奨学金事業（619名、44万元）
	環境教育教材、生物多様性に関するドキュメンタリー作成
コミュニティ開発	5つのコミュニティでの生態保護、持続可能な発展事業の実施

出所：HPより作成

また、2008年には同「協会」とは別に、財団である「SEE 基金会」を設立。2011年度の収入は3千万元にのぼり、自身の環境保護事業だけでなく、中国NGOの発展促進のために、他のNGOの事業実施、NGO人材育成プログラム、民間の環境保全公益事業発展に関する研究に対しても資金を提供している。特に「創緑家」と銘打った事業では、スタートアップ期のNGOや事業に対して広く門戸が開かれているのが特徴である。

¹⁶ 劉芳(同上) 120-122 ページ及びHPより作成。

(4) 綠色之友¹⁷

<http://www.tjlybj.com/>

設立：2000年

正式名称は「天津市環境科学学会綠色教育工作委員会」で、天津市をベースに環境教育を主に行う。

2001年以降、「青少年エコアクション」を実施し、小学校から大学まで累計数百校で6,000の環境保全プロジェクトを行った。活動は植樹、環境講座、フォーラムの実施、野鳥観察、プラスチック削減広報、ごみ分別、親子自然体験キャンプなど、日常生活に関わるものを中心に行っている。また、石油大手シェル社の支援を受けて「シェル・エコアクション」を継続して実施しており、青少年の環境意識を高める活動を行っている。

(5) 綠色北京¹⁸

<http://www.greenbeijing.net/forum.php>

設立：1998年

インターネットを活動基盤とする。興味関心のあるトピックごとにスレッドを立ててあり、そこで交流を行うことで市民の環境意識や知識の向上を目指す。アカウント数は累計で約18万人。インターネット上のみならず、2000年の「チベットカモシカを救おうインターネット同盟」の活動では現実社会でも活躍した。その際、本NGOのボランティアが大学と連携して、巡回展やチャリティバザーを実施した。その他、クリーン電力プロジェクトをNGO「北京地球村」と合同で実施し、宣伝用画像の制作を担当している。

(6) 北京綠十字

<http://www.bjlsz.org.cn/index.html>

設立：2003年

中国の農村コミュニティの改善、農村の生態保全、エコ生活、生計向上のための生産モデル開発をキーワードに、地区の状況にあわせた「地域づくり」のプランニングを行う。「農村が遅れたものである」という地元住民の意識の変革と能力の向上を目指している。

(表2) 北京綠十字が実施した主な地域づくりプロジェクト

年度	プロジェクト名称	地域	特徴
2003-12	五山モデル	湖北省襄陽市五山鎮	有機茶葉の栽培 茶葉は日本の品評会で金賞受賞
2007-11	友成基金会 - 王台村	湖北省宜城市板橋店鎮西部	漢族・回族融和 肉牛生産の導入
2007-10	山水画廊 - 漓江 20	広西省桂林市陽朔県	グリーンツーリズム導入

¹⁷ 出所：劉芳(同上) 92～95ページ 及びHPより作成。

¹⁸ 出所：劉芳(同上) 56～60ページ 及びHPより作成。

2008-09	綠色熊營	湖北省襄樊市熊營村	養豚・果樹生産一体化事業
2012-13	貴州草海幸福小鎮 2	貴州省威寧県	自然保護区を利用したグリーンツーリズム
2012-13	広水世外桃源村 20	湖北省広水市	遺跡文化を利用したツーリズム

出所：HP よりジェトロまとめ。これ以外のものを合わせ、計 15 プロジェクトを実施。

当 NGO の地域づくりの特徴は、地域ごとの文化・生態などを考慮して一つずつ計画を練ること、地域の伝統を大切にして、収入を増やすことである。創設者の孫君氏は「農民は環境にも生態系にも興味はない。ポケットにどれだけお金が入るのがなにより大事。」とし、「エコ」等の思想には触れないことを旨としている¹⁹。また、当 NGO は、プランニングを行い、アイデアを提供するが、それ以上の資源は提供しない。地方政府にプランに必要なすべての費用の拠出と、最低五年間のプロジェクトの継続を約束させている²⁰。

また、当 NGO は 2005 年度中国青年トヨタ環境保護賞を受賞している²¹。

(7) 汚染被害者法律援助センター²²

<http://www.clapv.org/>

設立：1998 年

主管機構：中国政法大学環境資源法研究所

被害者への法律サービスの提供を中心に、研究、研修、政策提言等を行う。汚染被害者に対して無料で電話法律相談を実施、これまでに約 2 万件の電話に対応している。また手紙での相談は 500 件、無料で紛争案件サポートを 200 件行っている。

実務者の環境法に対する知識不足が規制の実施や紛争解決のネックになっているとの問題意識から、弁護士、裁判官及び環境関連の公務員に対して、環境法のトレーニングを実施している。2001 年から毎年実施し、最初の 6 年で 262 名の弁護士、189 名の裁判官、21 名の公務員に研修を行った（環境保護部、最高人民法院、国家法官学院、雲南省高級人民法院と長期のパートナーシップを構築）。2012 年からは NGO にも実施している。

このほか、環境 NGO が主体的に現地の環境保護局に情報公開を申請し、評価を行えるようにするため、NGO に測定試験などのトレーニングを実施している。

さらに、環境法執行に関する全国的・国際的フォーラムを開催し、環境法執行の促進と、国内外での交流を実施している。2001 年、2004 年及び 2005 年には、北京、熊本、上海において、日本環境会議とともに「環境被害救済（環境紛争処理）に関する日中国際ワークショップ」を開催した。2002 年には西安において中国西部環境訴訟難題案件検討会を、2004 年には全国人民代表大会環境と資源保護委員会法案室と共同で北京において環境損害補償

¹⁹ 李妍焱「中国の市民社会 動き出す草の根 NGO」（岩波新書、2012 年）、94 ページ。

²⁰ 李妍焱（同上）97 ページ。

²¹ 中国発展簡報『北京緑十字』

http://www.chinadevelopmentbrief.org.cn/NGO_infoview.php?id=437

²² インタビュー 汚染被害者法律援助センター胡静氏 2013 年 3 月 25 日 及び HP より作成

立法国際フォーラムを開催した。

（８）公衆環境研究中心（IPE）

<http://www.ipe.org.cn/>

設立年：2006年

①概要

環境汚染企業の情報をネット上でデータベース化する取組を実施。同時に、中国各地のNGOと連携し、サプライチェーンにおける汚染の把握・防止を企業に働きかけている。

なお、代表の馬軍氏²³は、2006年米国タイム誌「世界で最も影響力のある100人」に選ばれ、また同年中国環境保護部などから緑色中国年度人物にも選ばれている。2012年には、米国ゴールドマン環境賞を受賞している。

②収入源

主に海外や国内の財団からの支援による。財政規模は、近年2年間は毎年100万元を超える²⁴。客観性と公正性を保つため、審査企業からの一切の金銭・物的供与を受けないほか、職員の採用時の契約条項でも、職員が審査企業からの金銭・物的供与を受けることを禁止している²⁵。

③主業務：環境汚染企業データベースの作成

中国政府が公開する環境汚染企業の情報を整理し、地図上で汚染企業の情報をまとめたデータベースを作成²⁶。データベースは無料で公開されており、各汚染企業の所在位置のほか、処罰履歴、独自調査の結果、本NGOとのやり取りなどが整理されている。

これは、市民の目にとまる機会のなかった公開情報をわかりやすく示すことで、周りで起こっている環境汚染に対する市民の理解を向上させることを目的としている²⁷。

④「緑色選択提案」(Green Choice)と「緑色選択連盟」(GCA)

データベース作成と同時に、主に大企業を対象に、自社のサプライチェーンにおける環境汚染の状況把握とその防止を求め、「緑色選択提案」という活動を行う。

活動の趣旨は、「産業サプライチェーンの管理体系に環境情報公開と市民参加を組み込む

²³ 新浪科技『エコロジスト馬軍：“アップル”汚染の秘密を暴く』、<http://tech.sina.com.cn/it/2012-05-03/09427052656.shtml>、新浪網『2006 緑色中国年度人物獎』<http://news.sina.com.cn/z/2006lszgrw/>、朝日新聞デジタル『環境NGO代表・馬軍さんに聞く「緑の中国」』<http://www.asahi.com/news/intro/TKY201206290510.html>。

²⁴ 杜悦英「情報と技術により中国環境保護を推し進める」『守望～中国環境NGOメディア調査』（中国環境科学出版社、2012年）、410ページ。

²⁵ 杜悦英(同上)399ページ

²⁶ 公衆環境研究中心HP <http://www.ipe.org.cn/>。なお、IPEの王晶晶氏によれば、情報源として政府発表を用いるのは、情報の客観性と信ぴょう性を維持する意味で重要だからとしている。また、独自に汚染企業を調査するのは非常に時間がかかる上、中国では民間組織が汚染データを発表するのは容易ではない、との理由もあげられた。

²⁷ インタビュー IPE 王晶晶氏 2013年3月29日

ことで、中国製造業の環境行動の改善と省エネ、CO2 排出削減を推進し、「グローバル化するサプライチェーンの環境管理における新たなモデルを構築」すること、とされる²⁸。

さらに、この活動を円滑に実施するため、本NGOが中心となって「緑色選択連盟」(Green Choice Alliance、以下GCA)というネットワークが組織されている(2008年10月結成)。47の団体で構成される(2013年現在)。本NGOが大企業との交渉その他の重点業務を担当し、そのほかの構成NGOは、汚染現場の詳細調査、企業との対応等において、本NGOと協力している²⁹。

(表3) 「緑色選択連盟」(GCA)に参加する主な団体

名称	ウェブサイト
公衆環境研究中心	http://www.ipe.org.cn/alliance/index.aspx
自然之友	http://www.fon.org.cn/
環友科技	http://www.envirofriends.NGO.cn/index.html
達爾問自然求知社	http://www.bjep.org.cn/

出所：IPE 王晶晶氏からの聞き取りによる。

なお、他の参加NGOについては、巻末「IT産業サプライチェーン調査研究レポート(第六期)アップル透明性向上による汚染対策の推進」末尾の一覧表を参照。

⑤活動全体のプロセス(時系列)

1) 環境汚染企業データベースの作成

まず、国家環境保護部および地方の環境保護部門が公開する処罰情報を用い、企業の汚染状況を把握する³⁰。これを衛星画像を用いて、地図上にマッピング(視覚化)する。必要に応じて現地調査を行い、汚染状況、企業の顧客情報などを調査する。結果は、ホームページから無料で検索・閲覧できるようにする。

2) 大企業にサプライチェーン改善を要求

次に、当該汚染企業の最終的な供給先となる大企業の協力を求める。具体的には、大企業それぞれに対し、そのサプライチェーン上にあると推定される汚染企業の情報を通知した上で、対応を評価する(問合せに回答があるか、改善を約束するか、等)。

さらに、大企業はGCA(緑色選択連盟)プロジェクトのメンバーとなり、所定の「改善モデル」を実施することが求められる。また、達成計画がウェブで公開される。³¹

なお、調査の開始から供給先の大企業に最初にコンタクトするまでに、後述の「紡績ブランドサプライチェーン」のプロジェクトの例で、約7か月を要している。

²⁸ 「緑色選択連盟 サプライチェーン環境責任管理プロジェクト(パンフレット)」(IPE、2008年)

²⁹ インタビュー IPE 王晶晶氏 2013年3月29日

³⁰ 注：主に政府の公開情報を基に行っており、データの客観性を保持するとともに、現地住民やウェブ上などその他のソースからの汚染情報の調査を実施することもある。

³¹ 出所：「緑色選択連盟 サプライチェーン環境責任管理プロジェクト(パンフレット)」(IPE、2008年)

(表4) 緑色選択連盟（GCA）所定のサプライチェーン「改善モデル」

公約すべき内容	
1	サプライヤーの環境違反記録に関して、公共環境研究中心（IPE）のデータベースを検索して確認する。 - 企業は定期的に、サプライヤーリストと更新された IPE のデータベースを照合 - 照合結果を、GCA に報告
2	汚染実績のあるサプライヤーに対して、説明と第三者機関による審査を求め、違反した点が改善されているかを確認する。 - 第三者機関は、GCA が認めた独立した機関であることが必要。 - 審査プロセスはGCA による監督が行われる。 (目的：審査プロセスの専門性・透明性の向上、外部評価の向上)
3	第三者機関による審査プロセスで違反が未だ存在することが判明した場合、一定期間における改善を求められる。 - 改善効果を再度審査する。
4	GCA 会員企業は、サプライヤーが環境法規を遵守出来ない場合、この企業からの購買を停止する。

出所：緑色選択連盟 サプライチェーン環境責任管理プロジェクト(パンフレット)

3) 環境汚染企業の汚染源を改善

汚染企業（サプライヤー）自身は、独立した第三者機関による汚染状況の確認を受け、汚染源の改善案を実施する。その際、緑色選択連盟（GCA）も、審査方法の監督、現場調査に参加することで、評価が透明性の高いものになるようにしている。

汚染が解決された場合、企業は本NGOの汚染企業データベースから削除され、供給先である大企業もサプライチェーンの改善を達成したことになる。

(表5) 緑色選択連盟（GCA）が審査に際して採用する第三者機関

第三者機関	ウェブサイト
Environmental Resources Management	http://www.ermcn.com/
Intertek	http://www.intertek.com/
URS Corporation	http://www.urscorp.com/
Golder Associates	http://www.golder.com/
TUV	http://www.tuv.com/cn/greater_china/home.jsp

出所：IPE の HP から作成。なお、各機関の審査事例についても公開されている。

⑥これまでの実績

- ・約 100 社の大手企業を評価対象(サプライチェーン評価システムリスト)。
- ・汚染企業データベースには約 11 万 9 千件の汚染企業情報³²。
- ・GCA メンバーとなっている企業は、ウォルマート社、ナイキ社、ユニリーバ社、GE

³² インタビュー IPE 王晶晶氏 同上

社等³³。例えば、ウォルマート社では毎月自社のサプライチェーンリストと汚染企業のデータベースとを照合して、汚染企業がないかどうかを確認している。

・2010年10月時点で、第三者機関による審査を受けた汚染企業は290にのぼる³⁴。

(9) 自然之友³⁵

<http://www.fon.org.cn/index.php>

設立：1994年

規模：会員数3,000人、団体会員30

収入：458万元(うち財団51%、企業35%、政府8%、個人4%)。2011年度年次報告書)

企業と対立せず、協力を旨とする代表的な環境NGO。自然保護活動、都市環境問題の啓発活動、出版等を実施。設立当初は、主に自然保護活動を中心にしてきた。

- ・キンシコウ保護活動：雲南省で原生林開発事業に反対する運動を展開。メディアを通じた活動と、現地に大学生ボランティアを動員した視察を実施。結果、98年に同開発事業は中止。
- ・チベットカモシカ保護活動：密猟の対象となっていたチベットカモシカについて、95年から現地視察と保護ステーション活動を始め、国内外へ情報発信(98年には英国ブレア首相へ書簡)。99年、本NGOのレポートに従って、林業局が反密猟活動を実施した。

2000年代以降は、北京における自転車推進プロジェクト、エアコン26度設定アクション、キャンドルナイトの実施など、都市におけるエコ・省エネの啓発に重点。最近では、コミュニティにおけるごみ分別推進のモデル事業を北京市内で行い、400戸から合計30tのごみ減量に成功。北京市のその他の地域、河南省鄭州市、上海市などでもプロジェクトを実施。また、政策提言として、中国都市生活ごみ管理についての報告書を作成した。

その他、各種の出版を実施しており、毎年発行している中国環境白書では、中国における環境問題の状況をまとめている。

³³ 馬軍「中国におけるサプライチェーンのグリーン化 在中サプライヤーの環境行動改善の実践経験」『World Resources Institute』(2010年10月) 6ページ。

³⁴ 馬軍(同上) 8ページ。注：同レポートには、290社の審査実績から5社事例紹介されている。

³⁵ 劉芳(同上) 1~8ページ及びHPより作成

3. 国際環境NGO

中国では国際環境NGOも活動している。国際環境NGOは比較的潤沢な資金とグローバルな情報網を持つ。関係者によれば、中国で環境NGOを志す人々の間でも、国際環境NGOへの人気が高まっており、人材面でも優秀なスタッフが揃っているとされる。

ただ、中国では、基金を除き、海外に本部を持つ非営利団体が登記を行うルールが存在しない。そのため、国際環境NGOは中国国内での法的資格が無く、あらゆる活動が「グレーゾーン」に位置することが、大きな障害となる³⁶。

以下、中国で活動する代表的な国際環境NGOを2団体紹介する。なお、中国では国際NGOも中国語名称で活動しているため、その点、注意が必要である。

表6 主な国際環境NGOの中国での名称

日本での名称	英文名称	中国での名称
グリーンピース	Green Peace	綠色和平
世界自然保護基金（WWF）	WWF	世界自然基金会
コンサベーション・インターナショナル	Conservation International	保護国際基金会
ネイチャー・コンサベーション	Nature Conservancy	大自然保護協会

出所：各NGOのHPからジェトロ作成。

(1) グリーンピース（綠色和平）³⁷

<http://www.greenpeace.org/china/zh/>

設立：1997年香港に東アジア支部設置（中国大陸、香港、台湾および韓国を管轄。大陸には2003年に北京オフィスを設置）

収入：52百万香港ドル（2010年アニュアルレポート、東アジア支部全体。国内NGO「自然之友」の約10倍の規模）。うち、個人寄付30百万、Green Peace International 15百万、財団8百万。企業からの寄付は一切受け付けていない。

活動実績

活動範囲は、汚染防止、食品農業、森林保護、気候変動とエネルギー、海洋保全と広範。企業に対峙する活動だけでなく、政府への政策提言等の協力活動も進めている。

北京の関係者によれば、グリーンピースの調査報告は、検査、分析、報告書の書き方、報告の発表方法、タイミング、会場の細部に至るまで注意が払われているという。例えばレポート発表の際には、必ず企業側に事前に情報を提示し、反応する時間を与える。これは、レポート発表と同時に企業側の反応も説明することで、企業イメージへの衝撃を緩和する余地を残すことを意図している。また、SNSも活用し、ボランティアに「ウェイボー」

³⁶ 人民網 専門家視点『綠色和平をどう扱うか』

<http://scitech.people.com.cn/BIG5/53753/4157195.html>

³⁷ グリーンピースプロジェクト専門コーディネーター羅志偉氏へのインタビュー（2013年3月21日）及びHPより作成

でブランドに対する抗議発言を行うように呼びかけている³⁸。

活動例① 紡績業サプライチェーンにおける汚染、有害物質残留問題

世界のアパレルブランドの製品に対して、有害物質残留の検査を行うとともに、汚染現場の調査を実施した。現在までに、ZARA、アディダス、ナイキ、Li-Ning (中国の「李宁」)、プーマ、H&M、C&A など 12 ブランドが、2020 年までに製品生産プロセスにおける有害物質の使用を停止することを公約。日系企業では、ユニクロがその他のブランドに先んじて無害な生産と、情報公開への積極的な姿勢を表明したとして評価されている³⁹。(次章で詳述)

活動例② フライアッシュ汚染問題

環境保護部と調査の実施、政策の制定に関して合同でメディア向けサロンを開催。

活動例③ 食品と農業

大手スーパーに対して、遺伝子組み換え食品と強毒な農薬使用の禁止を求める活動を実施。現在までに 14 のチェーン店から承諾を得ている。

2012 年 4 月には、2 度に渡り茶葉への残留農薬の調査報告を発表し、リプトンや呉裕泰など国内外の茶葉メーカー製品から混合農薬や禁止農薬が見つかったことを公開した。

(2) WWF (世界自然基金会)

<http://www.wwfchina.org/>

設立：1996 年、北京事務所開設。現在中国に 8 か所の事務所を持つ。

グリーンピースとは対照的に、積極的に企業と協力している。「人を敵と見なさず、理念を持って周りを影響する。評価すると同時に、解決案を提供する。もしも、相手と解決方法を見つけられなければ、永遠に問題を解決出来ない」をモットーとする⁴⁰。

活動規模

120 名のスタッフを抱え、活動領域は、パンダ保護からその他多くの動物の保護、淡水海洋生態系の保護と持続可能な利用、森林保護と持続可能な経営、環境教育、気候変動とエネルギー、野生動物の貿易などに及ぶ。これまで、中国において 100 以上のプロジェクトを実施し、事業総額は 3 億元を超える。

財源とスポンサー

WWF インターナショナル 98%、現地パートナーシップ 2%⁴¹。

WWF 中国のスポンサーとして、キヤノン、ノキア、HSBC、IKEA などのグローバル企業が

³⁸ 緑色平和のウェイボーの登録人数は、9 万人を超える。(HP での掲示人数)

³⁹ グリーンピース HP

<http://www.greenpeace.org/china/zh/news/releases/toxics/2013/01/uniqlo-commits/>

⁴⁰ 中国発展簡報「WWF 中国 企業を敵と見なさず」

<http://www.chinadevelopmentbrief.org.cn/qikanarticleview.php?id=522>

⁴¹ 出所：同上 中国発展簡報 『WWF 中国 企業を敵と見なさず』

連なり⁴²、資金面だけでなくプロジェクトも共同で実施している。

例えば、キャノンは、98年に世界初のWWF環境保護パートナー企業となり、中国野生動物保護小口基金（レッサーパンダとコウノトリの保護活動 2008年～2011年）、アースアワー（地球一時間）などのプロジェクトを実施している。

活動例

2011年1月15日から1月20日まで、中国科学院水生生物研究所、洞庭湖湿地・スナメリ⁴³保護部門と共同し、長江と洞庭湖の境界付近で実地調査を行い、計44群106匹のスナメリを記録した。他方、産業活動がスナメリの生存に脅威になっていると訴えた。

その他、東北虎の保護活動、野生パンダの生態調査活動などを実施した。また、河北省保定市、上海市と低炭素都市モデル事業を行っている。

⁴² 出所：WWF 中国 HP <http://www.wwfchina.org/aboutwwf/whatwedo/corporate/corporate.shtml>

⁴³ スナメリは稀少な小型イルカであり、洞庭湖に生息。

4. 環境NGOの企業に対する活動の例

(1) 概要と考え方

ここでは、環境NGOが企業と正面から対峙する事例として、GCA(Green Choice Alliance、緑色選択連盟)とグリーンピース(緑色和平)の取組を取り上げる。

いずれも特定のテーマについて継続的に企業を評価するレポートを公表し、ブランドを「人質」に、譲歩を迫るスタイルである。ただし、最後まで企業と対峙するグリーンピースに対し、GCAは企業と対峙しつつも「企業がコミュニケーションを取ったこと」自体を重視する、等の差異がある(表参照)。

なお、企業と交渉する理由についてGCAの担当者は、中国の環境規制における執行能力の弱さを指摘する。中国にも環境規制は存在するものの、執行を担当する地方政府はわずかな罰則を科すだけで、違反の再発を防止できない。他方、国際的企業であればCSRルールを持っていることから、供給元(例：アパレルならば中国の紡織業者)を抑える力を持っている可能性がある、という考え方である。

また、GCAは現時点では活動が成熟していないため、情報交換等を通じて、企業側がNGOを「活用」できる余地も、より大きいという見方も可能であろう。

(表7) GCAとグリーンピースの活動の比較

比較項目	GCA	グリーンピース
企業の評価方法	・企業の対策レベルで評価 ・企業の回答の積極性を相対評価	・企業の対策レベルで評価
企業への対応方法	・参加NGO(国内)及び協力NGO(海外)ごとにばらつき	・世界で統一され入念に計画
企業への要求	・一定の環境基準達成の公約 ・データベースの利用 ・個別企業の汚染の改善	・一定の環境基準達成の公約

出所：公開情報(NGO企業コミュニケーションハンドブック等)より作成

(2) GCA (緑色選択同盟) の IT 産業の重金属汚染をめぐる調査

GCA (緑色選択同盟) は、2010 年から、国際的な IT 機器メーカーに対し、サプライチェーンにおける汚染問題を指摘し、サプライチェーン管理の改善を求める活動を行っている。本活動に関し、2010 年 4 月の第一期報告書から、2013 年 1 月の第六期報告書まで、中国語版及び英語版が公開されている⁴⁴。(巻末に、第六期報告書の日本語訳を収録)

本活動は、近年の深刻な重金属汚染を背景としており、直接の調査対象企業は、重金属汚染問題の原因となる電池、PCB 製造、および電気めっき産業となった。

また、本調査では、ブランド毎に、GCA の要請に対する対応状況が一覧表になっており、ブランド間の比較が一目瞭然になるようにしていることも特徴である。

※対応状況が開示される項目

- ① IT 製品関連企業のサプライヤーに環境汚染企業が含まれていないかの確認とサプライチェーンの改善を請求する旨を記した質問書への回答状況
- ② サプライヤーに環境違反の履歴がないかどうかの確認状況
- ③ IPE (公衆環境研究中心) のデータベースを利用して定期的にサプライヤーの環境規制違反を監督するか
- ④ サプライヤーに環境情報を公開させるか (2 次サプライヤーも含む)

第六期の報告までに、シーメンス、パナソニック、ノキア、フィリップス、アップル、マイクロソフト等のブランドが対応し、100 余りの汚染企業が改善を進めているという。以下、各期の報告の内容を概観する。

① 第一期報告書 (2010 年 4 月 26 日)

国際的な IT 製品関連企業 29 社に対して、これら企業のサプライヤーと考えられる環境汚染企業に関する質問を行い、その経過をレポートした。質問は以下の通り。

(表 8) GCA の IT 製品関連企業 29 社に対する質問事項

	質問内容
①	質問書に列挙された企業がサプライヤーであるか否か。
②	サプライヤーである場合、その環境違反記録について理解しているか。
③	理解している場合、これまでに対策を取ったか。理解していない場合、質問書を受け取って、今後どのような行動を取る予定があるか。
④	その他のサプライヤーにも環境違反の問題があるのではないか。
⑤	サプライヤーの環境対策に対しての基準を設定しているか。 サプライチェーン環境管理体系を構築しているか。

出所：第一期報告書。

⁴⁴ 出所：IPE(公衆環境研究中心)HP
<http://www.ipe.org.cn/about/report.aspx>

なお、本報告書は、雑誌「環境保護」が主催した「重金属汚染防止と IT 企業の社会責任」フォーラムにおいて発表された。⁴⁵

◆指摘を受けたブランドの動き：

質問書は 2010 年 4 月 15・16 日頃に送付されたものだが、26 日の報告書発表時点までの企業の対応を公表。日系企業ではパナソニック、日立、ソニーなどが積極的な回答をしていると評価。例えば、パナソニックは、GCA の指摘した企業のみならず、IPE のデータベースに掲載されている企業全てについて、当社の一次サプライヤーとの照合を行った。また、当社の環境推進部部長が GCA と直接連絡を取り、「各ステークホルダーとの連携を模索し、サプライチェーンの環境管理システムの改善を行うこと」を伝えたという。

② 第二期報告書（2010 年 6 月 5 日）

4 月に実施した IT 企業への質問に関し、その後の状況をまとめたもの。

2010 年 5 月 26 日までに 21 社からの回答があり、この 21 社と更に書面、電話、会議等を通じて、交渉を行った。交渉の内容は以下の通り。

(表 9) GCA の 21 社に対する交渉内容

	交渉内容
①	調査を進めている企業に対しては、迅速な調査結果の連絡を依頼。
②	GCA が挙げた違反企業が、直接のサプライヤー、1 次サプライヤーではないと回答した企業に対しては、一次サプライヤーだけでは不十分であり、更に環境管理を広げる必要を提案。
③	GCA が挙げた違反企業が、既にサプライヤーではなくなっていると回答した企業に対しては、過去にサプライヤーであったかの確認を依頼。
④	自社のサプライチェーン環境、社会責任行動規則やその管理基準等を GCA に紹介した企業に対しては、いかに確実に実行しているのか、またサプライチェーンにおける違反をどのように即座に、効果的に認識しているかの確認を依頼。
⑤	多くの企業が、自社のサプライチェーンシステム以外に何が出来るのか、はっきりしないとした。そうした企業に対しては、中国における環境情報の公開状況の進展について紹介（IPE のデータベース）、その利用を促した。

出所：第二期報告書より作成

回答のない 8 社について「消費者がこれら企業に希望・要求を伝えることが大切である」として読者の行動を促し、8 社の連絡先のメールアドレスを掲載している。

◆指摘を受けたブランドの動き

各社の対応状況の詳細が資料として掲載されている。

⁴⁵ 出所：IT 産業重金属汚染調査研究 第二期報告書(IPE、2010 年)

例えばパナソニックは、2010年4月15日以降、GCAと複数の電話でのやり取りを行った。さらに調査を実施後、4月30日に書面での説明をGCAに提出。GCAが指摘した汚染企業ごとに説明を行うとともに、IPEの「中国水汚染データベース」を利用し、一次サプライヤーの管理を行うことを始めた旨を示し、また更なる管理システム構築を検討している、とした。パナソニックは、GCAが29社を5段階に評価した中で、他の4社とともに最も積極的な回答を行ったという評価を得ている。

③ 第三期報告書（2010年8月11日）

4月の質問書に対する企業の状況をさらにレビューするもの。

企業の評価項目に、「サプライヤーに対して改善と情報公開させるように進める」、「環境管理を行うサプライチェーンの範囲を広げる」を加えることとした。

従来、回答の無かった企業に対し、GCAの呼びかけに応じて、読者が次の行動を行った。

- 6月5日以降、GCAの呼びかけに応じておよそ260名が、アップル、IBM、キャノン、LGの四社にIT製品生産における重金属汚染を危惧する旨を伝えるメールを発信した。
- 6月29日以降、GCAと協力する米国NGO⁴⁶の呼びかけに応じて、900名超がアップルに対してアップル社のサプライチェーン環境管理を危惧する旨を伝えるメールを発信した。

◆指摘を受けたブランドの動き：

第三期報告書の発表までに、GCAは、29社全社から回答を得た。報告書では、各企業とのやり取りの内容が紹介されている。

例えばアップル社とのやり取りについては次の通り「消極的」と評価している。

- 7月15日、アップルのサプライチェーン責任者から、GCAが4月の質問書で指摘した企業とは無関係である旨、回答。
- 7月22日、GCAは前回の質問書で挙げた3社のグループ会社と新たな調査で見つかった違反記録のある企業3社がアップルのサプライチェーンの一部となっていないかどうかの確認をアップルに質問。サプライヤーであるなら、その環境違反記録について理解しているか、これまでどんな処置を取ってきたのかについて回答を求めた。

④ 第四期報告書（2011年1月20日） 副題「アップル もう一つの顔」

アップルへの重点的な追及を行った。アップルがHP上で公式に「サプライチェーンにおける安全な労働条件、労働者の尊重、生産過程における環境責任」を宣言していることと、実際にアップルのサプライヤーが起こしている違法行為とが一致しないことを批判。

報告書では、アップルのサプライヤーの違法事例として、8社・11件を取り上げた。

⁴⁶ Pacific Environment <http://pacificenvironment.org/>

(表 10) GCA がアップルのサプライヤーと指摘する違法事例
(いずれも、第四期報告書の記載をそのまま要約)

類型		企業名	GCA の評価
安全	1	連建科技	2010 年 12 月に GCA が被害を受けた労働者を訪問。ある労働者によれば、100 名程の中毒となった労働者の大半が離職しており、離職の際に「以後発生する一切が会社とは無関係である」という内容の協議書にサインをさせられたという。なお、アップル社は、同社が製造する携帯用ディスプレイの主要顧客であると考えられる。
	2	運恒五金	GCA が 12 月に 5 名のヘキサン中毒で入院中の労働者を訪問。同社は、主にアップルのマークを磨く業務を請け負っていた。2010 年 3 月 17 日に蘇州市安全生産監督管理局が調査に基づく結果を公開。ヘキサンを含む溶剤を違法に使用、密閉空間で換気装置を付けず、労働者に有効な防護措置をしない等の違法作業により、労働者 8 名に中毒をもたらしたという。
	3	東莞万士達	事例 1 連建科技のグループ会社であり、職業病の問題を抱えている。2009 年 8 月に東莞市衛生局が実施した職業病調査において、同社が 2009 年 7 月に 234 名の労働者に実施した検査において、30 名が再検査必要となっていることが判明。なお、アップルにディスプレイを供給していると考えられる。
環境保護	4	連建科技	2009 年、危険物流出への未対策、危険廃棄物移動リスト未記入で、8 万円の罰金。
	5	富港電子	2008 年、東莞市環境保護局から環境違法重大案件として、最高額となる 10 万円の罰金を受ける。
	6	東莞万士達	東莞市対外貿易経済合作局の公開資料によると、同社は近年生産規模を急速に拡大しており、第三期拡大工程完成後は、排水総量と基準が環境保護部門の要求との間で大きな差が生じているとしている。
	7	生益電子	2009 年、同社の危険廃棄物生産量は 7,831.98 t で東莞市最大の危険廃棄物生産企業であり、その量は第二、第三企業の総量を超えている。また、同社は近年排気の問題で地域住民の訴えを受けている。
	8	南玻集団	南玻集団の子会社である広州南玻玻璃有限公司が排気の環境基準超過により住民の反対にあう。
労働者の権利と尊厳	9	深センフォックスコン	2010 年 1 月から 5 月にかけて、12 名の労働者が飛び降り自殺を図る。新華社の報道によると、同社のある労働者の残業時間は月に 136 時間となり、これは法定の最高残業時間を 100 時間以上上回る。深セン市労働局が同社の 5,044 名にアンケート調査したところ、72.5%の労働者が法定の最高残業時間を上回っているとしている。
	10	東莞万士達	2009 年 4 月、7,000 程の労働者がストライキを実施。香港大学の組織が 2009 年 6 月に調査したところ、毎月の業務時間が平均 280 時間となっていた。これは、中国の労働法に著しく違反している。

11	達富電 脳	南方日報 2009 年 12 月 23 日の報道によると、同社が終業時の安全検査において、ベルトを外すように求めたことに女性労働者が辱めを受けたとして、離職した。数日以内に 3,000 名ものネットユーザーがこの内容を転載し、多くの人が工場側は労働者を人として扱っていないとした。江蘇省、蘇州市総工会 ⁴⁷ は現地調査を実施し、企業に対して法律に基づいた工会の設立と、労働者の合法的な権利を守るように求めた。
----	----------	---

出所：第四期報告書。

また、報告書において GCA はアップルのサプライチェーン管理における「秘密主義」についても批判している。アップルは社内調査に基づいて問題の存在は明らかしながらも、問題が発生した具体的な工場については明かさないといい。

◆指摘を受けたブランドの動き：

第三期報告書発表以降の GCA とアップルとのやり取りは以下の通り。

- 2010 年末、アップルは職業病と汚染をもたらしている連建科技が同社のサプライヤーであることが確認できないとして、GCA に証拠提供を求めた。
- 12 月 23 日、GCA と協力する米国 NGO が、アップルに対し、連建科技がアップルのサプライヤーであることを示す公開資料を提示。2011 年 1 月 13 日、アップルはいかなるサプライヤーに関する情報も公開できないと回答。

報告書の最後では、「アップルの毒抜き」と称して、アップルがサプライチェーンの環境管理を改善する動機となるような呼びかけを行うよう、読者に求めている。

⑤ 第五期報告書（2011 年 8 月 31 日） 副題「アップルもう一つの顔 2」

第四期報告書に続き、5 カ月に及ぶ現地調査を行い、アップル社のサプライチェーン拡大に伴う地元環境と人々への脅威を紹介している。

◆調査を受けた個別企業

アップル社のサプライチェーンにおける環境汚染として 10 件が取り上げられている。

(表 11) GCA がアップルのサプライヤーであると指摘する環境違反事例
(いずれも報告書の記載をそのまま要約したもの)

	企業名	GCA の評価
事例 1	広州名幸電 子	2009 年 2 月広東省環境保護局により、環境保護信用管理嚴重管理企業としてレッド評価を受ける。 2009 年広州市環境保護局により、違法企業重点改善対象の 7 社のうちの 1 社となり、2009 年 11 月 30 日までに改善を完了することを求められる。

⁴⁷ 工会：中国の官制労働者組織のこと。労働組合と訳される場合もある。

		2011年4月広東省環境保護庁により、重点汚染源環境保護信用評価(イエロー評価)となり、いまだ全ての問題が解決したわけではないことを示している。
	武漢名幸電子	GCAは同社が政府指導により、廃水を隣接する製紙会社に回すことで汚染削減を実現していること、2008年4月の安全生産事故の発生、2011年2月には、危険廃棄物生産企業とされていることを関連資料から確認した。そこで2011年4月に現地調査を実施、周辺水域において水質のサンプリングを行った。
事例3	凱達電子 鼎鑫電子	凱達電子は、2006年末処理廃水の排出によって昆山氏環境保護局から10万元の罰金を受けている。また、2011年同市発表の2010年度工業企業環境行動評価(イエロー評価)となった。鼎鑫電子は、2005年レッド評価、2007年イエロー評価となった。2011年4月現地調査を実施、主に排気に苦しんでいる地元住民の聞き取りを行い、5月には地元住民のがん患者状況を調査、7月には汚水の排水口と思われる場所を発見した。
事例4	太原フォックスコン	2010年8月太原市環境保護局は同社に対して、12月までの排気処理施設の改良と、排気口での定期観測を求めた。2011年7月時点で住民の訴えは収まらず、環境保護庁は同社に対する全面的な観測の実施を決めた。
事例5	揖斐電電子 北京公司	2010年中央テレビ局のニュース番組で、同社の重金属廃棄物移動リストが空白のままになっており、またその他の危険物移動リストも空白のまま捺印されていて、輸送業者に対して調査を実施しても同社の重金属汚染汚泥の行く先は分からないと報道された。GCAは、同社の危険廃棄物総利用量から、重大な環境汚染を引き起こしうると判断した。
事例6	深セン市危険廃棄物処理ステーション有限公司	同社は工業危険廃棄物専門の処理業者である。深セン市環境保護局の発表では、前処理基地の排水口の検査において2003年6月銅、2006年7月COD、SS、銅、亜鉛、ニッケルの値が基準を超えた。深セン市人居環境委員会の発表では、2010年4月同社の排水においてSS、CODが許可されている値を大きく上回った。
事例7	フォックスコン	鴻富錦精密工業(深セン)有限公司が、2010年6月排水中のリン酸塩濃度が基準を超えており、罰金4万元を受ける。 富士康精密組件(北京)有限公司が、廃活性炭の保管処理で行政処分を受ける。 鴻富錦精密工業(武漢)有限公司が、移動リスト不備、2010年銅含有汚泥が申請登録量を超過しながら、再申請をしなかった。
事例8	百碩電腦(蘇州) 凱碩電腦(蘇州)	監督管理逃れによる汚染物放出により罰則を受ける。 百碩電腦は、2009年蘇州市環境保護局行政罰則状況において、10万元の罰金を受ける。2007年、2009年とも環境行動評価(イエロー評価)となっている。 凱碩電腦は、2010年蘇州市環境保護局行政罰則状況において、10万元の罰金を受ける。2011年6月、2010年度蘇州市市区全企業環境行動評価結果において、ブラック評価となっている。
事例9	深セン市愛昇精密電路科技有限公	2010年6月深セン市人居環境委員会の現場検査により、排水管破損部から排水が流出しており、検査によって排水中のPH濃度、銅の値が規定を超えており、7万元の罰金を受ける。

	司	
事例 10	成都フォックスコン	<p>2011年5月20日、同社のiPad2生産ラインの研磨作業場で爆発が発生、2名が死亡、16名が負傷した。後日1名の重傷者が死亡。原因は、研磨で発生するアルミの粉塵が引火したためである。この粉塵は爆発だけでなく、人体にも有毒であり、同社の粉塵管理が問題であったのは、明らかである。</p> <p>事故原因追求において、この工場がたった76日で建設されたことがわかり、このような速さで行われた場合、汚染制御や安全生産管理にとっては大きな挑戦であったはずである。</p> <p>その代償が18名の死傷者であり、アップルの審査に対して疑問が生じざるを得ない。</p>

出所：第五期報告書。

◆指摘を受けたブランドの動き

アップル以外の進捗として、シーメンス、ボーダフォン、ノキアの積極的な対応が評価されている。例えば、シーメンスはIPEの環境データベースをサプライチェーン環境管理に用いることとした他、違反記録のあるサプライヤーに対して「1か月以内にGCAと連絡を取り、改善処置を取らなければ、シーメンスとの契約は行えなくなる」とした。

※第五期報告書に対する大きな反響

この報告に対しては、国内世論の大きな反響があった。「毒リンゴ事件」として内容が大きく報道され、汚染を座視して工場誘致を進める地方政府への批判も起きた。

報道の例：

- ・新京報(2011年9月1日)『環境保護組織：“毒リンゴ”が“ミルク色の河”を作る』
http://epaper.bjnews.com.cn/html/2011-09/01/content_270384.htm?div=-1
- ・新京報(2011年9月5日)『誰が“毒リンゴ”に成長の機会を与えたのか?』
http://epaper.bjnews.com.cn/html/2011-09/05/content_271666.htm?div=0

⑥ 第六期報告書(2013年1月29日)「アップル 透明性向上による汚染対策の推進」

※巻末に全文日本語訳を収録。

アップル社及びそのサプライチェーンとして指摘された企業のその後の取組をまとめた。アップルは従来の姿勢を変えて、GCAとコミュニケーションを進め、第三者機関による審査を開始するなど、サプライヤーの環境違反問題の改善に動き出した。

個別サプライヤーの対応を解説する中で、日系企業が優良事例として紹介されている。

◆指摘を受けたブランドの動き：

第五期報告書発表後、アップルは GCA が認める第三者機関を用いて、報告書で指摘されていた企業への内部審査を進めた。これによって問題の存在が確認され、アップルはこれらの企業に改善案の策定と実施を求めた。また、アップルは GCA、GCA と協力する米国 NGO⁴⁸ と複数回にわたりコミュニケーションを行い、GCA はアップルがサプライチェーン管理の透明度を高める必要があることを指摘した。最終的にアップルは、サプライヤーに対し、GCA 監督の下で第三者機関の審査を受けるよう求めることを決め、さらにその改善状況を一般に公開することとした。

アップルは 2012 年に、GCA と協力して PCB 生産における環境改善を進めた。報告書では以下の 3 事例が改善例として取り上げられている。

(1) 武漢名幸

2011 年 9 月アップルの委託を受けた第三者機関である Golder Associates が同社の環境審査を行い、12 月に改善状況の確認を行った。

2012 年 1 月にアップルと IPE、NRDC がテレビ会議を実施し、双方が GCA の監督の下、環境審査を行い、武漢名幸をそのモデルプロジェクトとすることに合意した。

2012 年 4 月武漢名幸は正式に GCA 監督の下、第三者審査を受け入れた。

これらのプロセスを通して大きく三つの問題点が判明した。

- ①雨水口を通じて排水が排出されていた
- ②排水の重金属汚染が基準を超えており、規定総量を超過
- ③南太子湖底の汚染

これらの 3 つの問題に対し、同社は抜本的な解決策を講じた。ここでは、パイプラインの敷設、監視システムの導入、さらに土木工事による湖の汚泥回収など、相当のコストを要する対策をも講じている。

(表 12) 武漢名幸の講じた対策

	問題点	対策
①	雨水・廃水管の配管管理に不備があり R0 濃縮水と、ボイラー排水が有効な処理をされずに、雨水口を通じて南太子湖に排出されていた。	雨水の最終排出口にバルブを設置し、排出を止めることが出来るようにするとともに、400 m ³ の貯水池と、そこから排水棟に戻せるポンプを設置した。また、工場の雨水排出口に銅とニッケルの濃度を確認できる観測システムを導入した。
		工場には、1,000 m ³ の雨水収集池があるが、半分は R0 濃縮水の収集に使われていた。雨水系統の改修により、暴雨にも対応できるようになった。
		工業排水を地下ではなく、地上パイプライン輸送にすることで、雨水管との混乱を避けることが出来るようになった。
②	重金属の濃度超過	銅に対しては、凝集剤を利用し、基準を満たすようにした。工場

⁴⁸ 注: NRDC Natural Resources Defense Council(自然資源防衛委員会) <http://www.nrdc.org/>

		における節水対策を実施し、排水の総量を削減した。また超過基準時の一般水処理プロセスを制定し、濃度超過時には、排水を事故槽に回し、再処理を行う。
		最終合流処理システムの収集池で銅濃度を監視し、超過時には重金属補足剤を加えて、基準内に収まるようにする。
		シアン化合物、銅、ニッケルのオンライン監視システムを導入し、超過を発見次第、再処理を行う。
		法律・法規の収集と更新を行い、専門のコンサルティング会社のサポートを受けることを考慮。
		エッチング液の処理を工場の排水棟で行えるようになった。
	規定総量の超過	主要汚染物質の排出総量の統計、監視システムを導入。 RO 水回収システムを導入し、20～30%の節水により、排水総量を削減した。
③	南太子湖底の汚染	沈澱池を設置して、南太子湖の汚染汚泥を回収、脱水して濃縮。濃縮した汚染汚泥は袋詰めされ、専門処理業者によって搬出された。

出所：第六期報告書。

(2) 健鼎(無錫)電子有限公司

アップルが同社に審査を実施し、危険廃棄物の発生量が莫大であるという問題を確認、その後 2012 年 10 月 GCA 監督の下、Golder Associates が問題の解決状況について現場審査を行った。同社は改善策として下記を実施した。

- 銅を含む汚泥の含水量の削減（平均値は 82%から 70%に低下）。
- 硫酸銅の液体を、副産物に転化して売却。
- 酸性エッチング廃液を酸性銅に固化。
- リン含有廃液の削減のため、使用する溶剤を低リン溶剤に変更し、廃液も直接污水处理場に送るようになった。

また、同社はこのほかにも、契約している危険廃棄物処理業者に対して、実践状況、環境責任、整合性についてインタビューを実施した。その際、IPE のデータベースを利用して、業者の環境違反実績について業者に詳細の説明と、改善状況の説明を求めた。

(3) 揖斐電電子(北京)有限公司

2012 年 1 月、アップルは IPE、NRDC(自然資源防衛委員会)とのテレビ会議において、同社を GCA の環境審査のモデル企業とすることとした。10 月、アップルと IPE は同社に第三者機関による審査を行うことを確認し、IPE は同社の節水計画と成果を含む用水管理についての専門審査の実施を提案し、アップルは同意した。

同社の実施した用水管理における改善策は大きく2点である。

●再生水の利用

同社の第2工場は2010年5月から、第1工場は2011年12月から北京経済開発区の水再生センターからの再生水のサービスを開始した。審査において、工場の全ての生産ラインや緑地の水やり、トイレなどに再生水が利用され、空調、ボイラーなどにも利用できるような改造が進められていることを確認した。

●水利用効率の向上

節水計画を策定し、再生水の利用の他に、中和処理時に廃酸を利用、洗浄水の回収利用などを実施し、水利用効率を向上させた。

◆GCAのアップルへのさらなる要求

報告書では、さらに、アップルに対して以下の提案を行っている。

- 上記のサプライヤー以外には、違反記録に対して公の説明を行っている企業は無い。アップルがこうしたサプライヤーに働きかけるべき。
- アップルがIPEのデータベースを利用する頻度が少なく、問題の迅速な発見が出来ていない。サプライヤーも主体的にGCA側に連絡を取っておらず、アップルのシステムの有効性について評価・確認が出来ない。
- アップルは自身でサプライヤーを調査した後、環境違反企業にGCAと連絡を取るよう働きかけるべき。GCAが問題の識別と改善の全プロセスに参加できればより効果的。
- サプライヤーへの定期的な排出データ公開の働きかけ。データを取ることで、有効な管理が行えるようになる。
- 管理システムの範囲を主要な材料サプライヤーにまで拡張すべき。
- 1次サプライヤーが2次サプライヤーに対して有効な管理をするよう働きかけるべき。
- 消費者に電子廃棄物の危険性について喚起し、消費者が回収しやすいシステム作りなどによって、安全な電子廃棄物の回収を進めるべき。

◆GCAの他の企業に対する評価

報告書では、引き続きアップル以外の企業についても、アプローチに対する反応をまとめている。この中で、日本企業としてはパナソニックが良好な例として挙げられている反面、キヤノンなどは消極的な例とされている。

実際には、キヤノンは自社でのサプライチェーンマネジメントを実施しているものの、GCA側のアプローチにうまく答えられなかったことが低い評価の原因となった模様。実際に、同社とGCAは本報告書の発表と前後して接触が図られ、GCA側は評価を高めている⁴⁹。

⁴⁹ 注：2013年2月27日、中国・北京において開催されたグリーン・サプライチェーン円卓会議。

(3) GCA 紡織業サプライチェーンをめぐる問題

GCA（緑色選択連盟）が2012年から行う取組。繊維アパレル産業が中国の水質汚染の主要な原因の一つとなっており、多くの汚染企業が、グローバルなアパレルブランドのサプライヤーであるとして、これらブランドのサプライチェーン管理の問題を取り上げた。

ブランド中国サプライチェーン調査研究報告（2012年4月9日）

繊維産業による水質汚染について紹介するとともに、グローバルなアパレル企業48社に対して環境違反記録のあるサプライヤー名を示し、アパレル企業のサプライヤーに環境汚染企業が含まれていないかの確認とサプライチェーンの改善を請求する旨を記した質問書を送付した際の反応等について報告。日系ブランドではユニクロが対象に入っている。

◆調査を受けた企業：

報告書では、世界的アパレルブランドのサプライチェーンにおける環境汚染の疑い事例として以下が紹介されている。※いずれも報告書の記載をそのまま要約したもの。

(表13) GCAによる世界的アパレルブランドのサプライチェーンにおける環境汚染調査

事例	企業名称	GCAの評価
事例1	番禺錦興紡織漂染有限公司	2007年、作業場で爆破が起こり、火災が発生し、有毒な濃煙が大量に発生した可能性がある。 広東省、2010年重点汚染源環境保護信用管理企業の評価でレッド評価を受ける。 同社のHPから、顧客として多くの世界的アパレルブランドのリストが表示されている。
事例2	浙江慶豊紡績印染有限公司	2009年、蕭山区人民政府の染色化工企業リストにおいてイエロー評価を受ける。 2010年、杭州市重点汚染企業環境行動信用などの評価においてレッド評価を受ける。 公開情報 ⁵⁰ から、顧客にはGUESS、GAP、HUGO、ESPRIT、POLO、伊藤忠などが含まれることが分かる。
事例3	福田実業(集団)有限公司	2006年子会社である、東莞福安紡績印染有限公司が隠れて排水を排出しており、広東省環境保護局の取り締まりを受けた。排水口からは基準の19.5倍もの値が検出した。また、普段の環境保護部門検査には、水量統計を偽造して対応していた。 同社のもう一つ別の子会社である、東莞沙田麗海紡績印染有限公司は、2009年4月広東省海洋漁業局の2008年広東省海洋環境質量公報において、排水のSS、CODが基準を超過しているとされた。2010年

		<p>4月の同公報においても、基準超過とされた。また、期限内に淘汰されるべきディーゼル発電機5台が撤去されていないなどが指摘されている。</p> <p>2011年4月、広東省環境保護庁の2010年広東省重点污染源環境保護信用評価で、レッド評価となっている。</p>
事例4	南京中天遠騰制衣有限公司	<p>南京市企業環境行為評価で2008年度、2009年度ともレッド評価。2010年汚染物質排出許可証無しでの違法行為により、2010年度企業環境行為評価でイエロー評価となる。</p> <p>同社のHPから、顧客としてESPRIT、GUESSなどが表示されている。</p>

出所：報告書より作成

◆指摘を受けたブランドの動き：

GCAは、報告書公表に先立つ2012年3月に、アパレルブランド48社に対して上述の質問書を送付した。

これに対し、従来IPE(公衆環境研究中心)のデータベースをサプライチェーン管理に利用したことがあるナイキ、エスケル、ウォルマート、H&M、Levi's、アディダス、バーバリーなどから積極的な回答と行動を得られたほか、C&A、テスコ、GAP、Li-Ning、Next、ユニクロなど、これまでIPEと交流を持ったことがない企業からも短い期間の間にコミュニケーションが取れ、一部のブランドは、サプライチェーンの違反状況の調査や、検索システム構築を検討すると回答。一方、回答を得られていない企業も32社に上る。

また、ZARAから「回答出来ない」旨の回答を受け取ったことを明らかにし、「社会と連携を取り、対話を保ち、透明性を保つ」とのHP上の宣言に反している、と非難している。

◆GCAの要求：

報告書の最後には、アパレルブランドに対するGCAの要求が述べられている。

- ・GCAからの質問書に対する回答
- ・サプライヤーに環境違反の履歴がないかどうかの確認
- ・IPEのデータベースを利用して定期的にサプライヤーの環境違反を監督
- ・サプライヤーに環境情報の公開を要求(2次サプライヤーも対象を含む。)

(4) グリーンピース 紡織業サプライチェーンをめぐる問題

2011年から現在まで5回にわたる報告書が公開され、紡織業サプライチェーンにおける汚染の問題と、商品段階での有毒物質残留の問題を取り上げている。

① ファッションの毒 (2011年7月13日)

副題「グローバルアパレルブランドの中国水汚染調査」

サプライチェーン管理の問題を取り上げている。

◆調査を受けた企業及び問題：

2010年6月、2011年3月に次の2社で汚染状況の調査を実施したとして紹介されている。※いずれも報告書の記載をそのまま要約したもの。

(表 14) グリーンピースによる汚染調査

事例	企業名称	グリーンピースの評価
事例 1	雅戈爾紡織工業城	同社は、中国最大の垂直産業チェーンをなす総合紡織企業。排水がアルキルフェノール、過フッ素化合物を含有、奉化江を汚染している。
事例 2	中山国泰染整有限公司	排水がアルキルフェノール、重金属(カドミウム、銅、ニッケル)を含有。また夜間に汚水の放出がされているのが確認された。緑色和平では、夜間放出することで政府の監督から逃れるための隠ぺい行為ではないかと危惧している。

出所：報告書より作成

上記2社とサプライ関係にあるブランドとして、Abercrombie&Fitch、アディダス、Bauer Hockey、Calvin Klein、Converseなどがあげられた。

一部ブランドは上記のサプライヤーと取引はあるが、染色の工程などは行っていない(従って汚染には関与していない)と回答。しかしグリーンピース側は、どのプロセスであるのかは重要ではなく、ブランド側が、サプライヤーの有毒有害物質の問題を理解し、効果的に対処する必要がある、と批判した。

◆グリーンピース(緑色和平)の要求：

緑色和平は、上記2社の事例から、紡織企業における汚染の可能性が明らかになったとし、アパレルブランド自身が広くサプライチェーンの汚染問題の調査を進める必要がある、とした。

② ファッションの毒2 (2011年8月23日)

副題「グローバルアパレルブランドの有害物質残留調査」

商品段階での有害物質の残留問題を取り上げている。

◆指摘を受けた問題：

15 ブランド・78 着の商品を購入し、有害物質の残留状況を測定した。結果、14 ブランド・52 着からノリルフェノールエトキシレート (NPE) が見つかった。これは製造過程で NPE が使用されていることを示すという。

◆指摘を受けたブランドの動き：

報告書では、前回報告書「ファッションの毒」の発表後、2020 年までにサプライチェーンにおいて有毒有害物質の使用を淘汰することを承諾したプーマ、それに加えて有害物質の排出状況を公開し、業界全体を無毒化することを推進するとしているナイキが紹介されている。

③ ファッションの毒 3 (2012 年 3 月 20 日公開)

副題「消費者がいかにしてブランドの汚染チェーンの共犯にさせられるのか」

前回の報告書で紹介された商品を消費者が洗濯にかけることで、残留していた有害物質が公共用水に排出されることを指摘。

◆指摘を受けた問題：

14 着のサンプルを用いて、NPE が洗濯によって除去されることを確認。ただし、排出された NPE は、汚水処理施設では有効な処理が行われず、さらに逆に分解されて毒性が強まる、としている。

④ 潮流・汚流 (2012 年 11 月 20 日)

2011 年に続いて、2012 年には 20 のブランド (うち 3 ブランドのみ前報告書と同じ)、141 着に対して有害物質の残留検査を行った。その結果、前回とほぼ同程度の割合で、ノニルフェニルエーテル (NPE) が見つかったほか (89 着)、プラスチックでプリントされた 31 着を検査すると、4 着から DEHP が、2 着から芳香族アミンが見つかったという。

◆指摘を受けたブランドの動き：

ブランドの動きを整理すると下記の通り。

(表 15) ブランドの公約状況

グリーンピースの評価 分類	ブランドの公約内容	該当するブランド
------------------	-----------	----------

ゼロ排出を承諾したブランド	有害化学物質排出ゼロを承諾。相応の措置を採択。	プーマ、ナイキ、アディダス、Li-Ning、H&M、C&A、Marks&Spencer 等
デトックス・プログラム「グリーンウォッシュ」利用ブランド	グリーンピースの「2020年までに有害化学物質排出ゼロを目指す」共同ロードマップに加入。独立した行動計画はなし。	G-Star Raw、Jack Wolfskin、Levi's 等
遅れたブランド	化学品管理のポリシー・項目はあるが、ゼロ排出の承諾はしていない。	PVH(Calvin Klein、Tommy Hilfiger)、MaNGO、GAP 等
消極的なブランド	化学品管理のポリシー・項目もほとんどなく、ゼロ排出の承諾もしていない。	Esprit、Metersbonwe、Victoria's Secret 等

出所：報告書。

また、H&M、Marks&Spencer は、更に一步進んだ取組として、過フッ素化合物の廃絶をそれぞれ 2012 年末、2016 年中に実行することを公約、中国の一部サプライヤーに対して排出データを公開するように求める、とした。

◆グリーンピース側の要求：

ブランドに対して、2020 年までにグローバルなサプライチェーンと商品における有害化学物質排出ゼロを公約するとともに、これを実現するために次の行動を求めている。

- 承諾後数ヶ月以内にサプライヤーにおける有害物質の使用情報を一般公開するとともに、継続して最低年に一度公開をする。(例えば、その際に、IPE の水汚染マップなど信頼できるプラットフォームを利用することを薦めている)
- 優先すべきアルキルフェノール、過フッ素化合物の廃絶期限を明確にする。

⑤ 潮流・汚流 (2012 年 12 月 4 日) 副題「紡織城の汚染記録」

新たに 2 つの地点で 2012 年 5 月に現地調査を実施した。

◆調査を受けた工業区：

(表 16) グリーンピースによる調査

事例	工業区名称	グリーンピースの評価
事例 1	紹興浜海工業区	同工業区は、浙江省最大規模を誇り、総面積 100 km ² 、世界的な紡織製造の中心である。 紹興污水处理場が、工業区全体の污水处理を担っており、処理量は 110 万 t/日となる。 銭塘江に排出する排水管から、2 度サンプリングを実施し、各種の有

		毒有害物質が見つかった。(クロロアニリン、過フッ素化合物、TMDD、塩素化合物等。)
事例 2	蕭山臨江工業 パーク区	紹興浜海工業区排水管から西北 4 km、銭塘江に直径 50m の黒い渦が出現する。この汚水の出所を示すものはないが、グリーンピースの調査で、蕭山臨江工業区の汚水処理場であると分かった。 黒い渦からサンプリングを実施し、各種の有毒有害物質が見つかった。(クロロアニリン、過フッ素化合物、クロロニトロベンゼン、クロロベンゼン等。)

出所：報告書。

本調査の対象は、単一の紡織工場の汚染状況ではなく、近年中国政府が推し進めている大型工業区における集中式汚水処理場である。この処理方式は、汚染物質を公共水域への放出前に確実に処理し、監督逃れなどを断絶するために実施されている。ただ、汚染物質の環境への排出は止まらず、また汚染物質排出企業を追跡することを難しくしている。グリーンピースは、発生源からの解決が必要であり、各工場が有害物質の使用状況のデータを公開する必要がある、としている。

◆指摘を受けたブランドの動き：

ブランドの対応状況としては、H&M、Marks & Spencer に加えて、C&A もゼロ排出の承諾と、詳細な計画、一部サプライヤーの有害物質の排出データの公開を行うとした。

【コラム】環境 NGO から企業への「アプローチ」とは

環境 NGO から企業への「コミュニケーション」あるいは「アプローチ」を行う場合、正面から質問状が送付される場合のほか、様々な方法があることに注意が必要である。以下は、アプローチ方法の例である⁵¹。

- 当該企業に勤める友人に頼んで、調査報告を CSR 部門及び責任者に渡そうとした。
- 直接、企業の中国地区の責任者に Email を送った。
- NGO に所属する社員経由で CSR、宣伝部と連絡しつつ、会長に直接メールを送付。
- 重要取引先から要請してもらった。

⁵¹ 出所：梅月(同上) 59～63 ページ。

第3章 企業の環境経営に関わる団体

NGO と企業をつなぐ組織として、CSR コンサルティング会社が中国でも誕生している⁵²。以下、著名な CSR コンサルティング会社を 3 社紹介する。

(1) 商道縦横

http://www.syntao.com/index_CN.asp

設立：2005 年

米国社会責任投資基金 Calvert 基金⁵³と、Social Venture Network⁵⁴の共同創設者である Wayne Silby 氏と中国の郭沛源氏が創設した中国で最も早い CSR コンサルティング会社。

主な顧客に、中化集団、ナイキ、中国移動、BP、Amway、康師傅などがある⁵⁵。日系大手家電メーカーの CSR 報告書も担当しているとのこと。

同社はコンサルティングにとどまらず、中国における CSR 経営全体の促進に努めている。China CSR Map 中国企業社会責任指南⁵⁶というサイトで、CSR 経営に関連する各ステークホルダー企業、CSR コンサル企業、専門家などの情報が集められている。また、China Sustainability Reporting Resource Center⁵⁷では、各企業の CSR 報告書が掲示されており自由に閲覧が可能になっている。いずれのサイトも、無料で登録、掲載、利用が出来る。

2011 年 11 月には、草の根 NGO を対象に、企業との協力の在り方について研修を実施。全国 20 の NGO の代表者が集まったとされる。

(2) 明善道(北京)管理顧問有限公司

<http://www.csrconsulting.com.cn/main.asp>

設立：2006 年

創設者である呂朝氏は、「恩派」の創設者でもある。「恩派」は、創設期、初期段階の中小 NGO に対して、小額補助、能力向上、政府とのコミュニケーションなどのサービスを提供し、サポートしている。これまでに、300 以上のプロジェクトを実行。その恩派が、新たに立ち上げたのが、明善道(北京)管理顧問有限公司である。

同社の役割は、企業をより公益領域に引き入れるためのコンサルティングである。同社では CSR 報告書だけでなく、各企業の CSR 活動や、社員のボランティア活動の設計など、企業に対して公益プロジェクト案を提供。実績として、以下の取り組みがある。

(表 1) 明善道の実績

企業名称	プロジェクト案
モトローラ	社員のボランティア活動の設計。

⁵² 出所：梅月(同上) 204～207 ページ。

⁵³ 注：HP <http://www.calvertfoundation.org/about/directors>

⁵⁴ 注：HP <http://svn.org/meet-our-members/featured-member-profiles/wayne-silby>

⁵⁵ 出所：東方財富網 『商道縦横紹介』

<http://finance.eastmoney.com/news/1586,2010091296731727.html>

⁵⁶ 注：HP http://www.chinacsmap.org/index_CN.asp

⁵⁷ 注：HP <http://www.sustainabilityreport.cn/>

万科集团 ⁵⁸	基金設立の戦略設計、管理サービスの提供
レノボ	CSR システムの導入、CSR 報告書作成
キャノン	社員のボランティア活動の設計
ノキア	四川大地震被災地への寄付事業の設計

出所：HP より作成

(3) BSR 商務社会責任国際協会

<http://www.bsr.org/cn/>

設立年：香港事務所 2001 年、広州事務所 2005 年、北京事務所 2007 年開設。

米国で 1992 年に設立された CSR コンサルティング会社。世界 7 カ国にオフィスを設けており、世界で 300 以上の会員を持つ。毎年 BSR カンファレンスを開催しており、世界各国の環境経営のリーダーを集めている。

(表 2) BSR に加盟する日本企業

ソニー	日立	パナソニック
コマツ	三井住友信託銀行	三菱東京 UFJ 銀行
ファーストリテイリング	電通	東芝
武田薬品工業		

出所:HP より作成

日本企業とは通常は日本事務所との連携になるが、時に中国における CSR 活動を会員企業が必要とする際に、直接日本本部から BSR 中国事務所と連携をすることもある。

⁵⁸ 注：中国最大の不動産会社 <http://www.vanke.com/>

第四章 まとめ

従来、中国での環境規制は地方政府が執行することから、規制の厳格性には限界があった。これは、政府の能力に限界があるという問題と、さらに、工場誘致を行っている関係で執行を躊躇せざるを得ないという政治的な問題の両方に原因がある。

この中で、環境NGO（草の根・国際とも）が少なからず存在し、企業との関係でも目立つ活動を行う団体が出てきた。例えば、馬軍氏の率いる「IPE」及び「GCA」は、内外のネットワークを駆使して企業の力を使い、国際NGOにも遜色の無い活動を行っている。また、仲立ちとなるコンサルティング会社もできている。その競争の中で、権威のある団体が現れ、そこで使われた技術や方法論が、一つの指標となっていく可能性がある。

中期的には、これらのNGOの活動により、事実上の環境規制が徐々に厳しくなる可能性がある。公平な取締により、適正な事業環境になることが期待される。

ここで、日本企業を始め、外国企業が注視すべきことがあるだろう。

NGOが行う企業ブランドを「人質」にした取組では、外国企業が特にターゲットになりやすい。しかも日本企業の場合は反日感情とリンクする危険もあり、注意が必要である。

逆に、このNGOの黎明期に、日本企業の環境保護に関する技術力・順法精神等の認知を高めることは、一つのチャンスと言える。例えば、NGOの指摘に対して日本の技術や設備を以って応えれば、その後の当該NGOの活動の中で成功事例として参照される。

さらに、環境に関する政府の能力向上に貢献することで、地域住民の利益になると同時に、当地での環境執行における不公平が適正化される可能性もある。

本報告により、このような動きがいつそう円滑化されることを期待する。

付録

- ① 環境保護部「環境保護社会組織の秩序ある発展の育成指導に関する指導意見」全訳
- ② 公衆環境研究センターほか、「IT 産業サプライチェーン調査研究レポート(第六期)アップル透明性向上による汚染対策の推進」全訳

(注意)

付録の文書は、本調査の理解の参考のためにジェットロが訳したものである。付録②の著者は公衆環境研究中心・緑色選択連盟であり、その代表の馬軍氏に全文の日本語訳の許諾を頂いた。ジェットロの立場とは関係が無いことに注意されたい。

2012 年度中国環境団体基礎調査

2013 年 3 月作成

作成者 ジェトロ（日本貿易振興機構）北京事務所
〒100022 北京市朝陽区建国門外大街甲 26 号 長富宮弁公楼 7003 号
TEL : +86-10-6513-7077

Copyright(C) 2013 JETRO. All rights reserved.